



想い 叶う

このニュースレターは、主に高齢者や障がい者の支援活動に携わっていらっしゃる団体宛てに送付させていただいています。

様々な障がいを抱えたお子さんをお持ちの方は、いわゆる「親亡き後問題」がご心配なことでしょう。

ご自身の資産を活用することで、お子さんの安心・安全な生活を、将来にわたり支えることができます。

静岡県司法書士会
業務研究委員会
民事信託グループ

「叶 (かなう)」

に所属する私たち司法書士が皆さんの想いを叶えます！

こんなこと、 ご相談ください！

- ・ 子供の将来が不安. . .
- ・ 私たちの相続はどうすればいいの？
- ・ 私たち夫婦に代わって、子供の財産管理を頼みたい！
- ・ 成年後見を利用したい！！
- ・ 民事信託って??
- ・ 子供のために蓄えた財産があるけど、誰に託そう？

☎ **ご相談先は裏面に！**

信託のこんな活用法 ～ 遺言信託

最近、テレビCM等で「遺言信託」という言葉をよく耳にするようになりました。遺言の作成・保管・死後の財産分配手続きの一切を信託銀行に委ねる商品名を指して使われる用語です。

一方、信託法にも「遺言信託」という制度が規定されていますが、両者は全く異なります。

信託法では、①委託者と受託者との「契約」による信託、②本誌6号でご説明した「自己信託」のほか、③「遺言」の方法による信託の三種が規定され、このうちの③が信託法上の「遺言信託」に該当します。

信託法が規定する遺言信託より商品名としての遺言信託の方が先に広まったため、「遺言信託＝信託銀行」と誤解される方も少なくないのです。

受託者との契約ではなく、あえて遺言信託を利用する主な理由には、税務上の問題があげられます。遺言信託は、委託者（＝遺言者）の死亡により効力が生じます。つまり、委託者の死亡に伴い財産が受益者に譲渡されたとみなされるため、高額な贈与税ではなく相続税が課されるわけです。

また、親族や利害関係人に知られることなく信託の準備を進めることも

可能です。しかし、信託が成功するためには受託者を誰にするかが重要な要素となりますので、少なくとも受託者への就任をお願いしようとする方には、遺言の内容をお伝えして内諾を得ておく必要があるでしょう。

また、委託者死亡後は迅速かつ円滑な信託事務が進むよう、法律の専門家を遺言執行者に指定しておくべきでしょう。

なお、遺言信託も遺言の一種ですから全文を自書する方法も有効なのですが、必要かつ十分な信託条項を盛り込むことができるよう、公正証書遺言の利用を推奨します。

「民事信託」のイロハ（7）～ 受託者の役割 ④

この紙面では「民事信託」という聞き慣れない仕組みのイロハを、わかりやすくご紹介していきます。今号は、受託者の役割のひとつである「帳簿作成・保存義務」についてご紹介します。

+++++
他人の財産を管理するという点で、受託者の業務は成年後見人と変わりませんので、成年後見人と同様に信託財産に関する現金出納帳、預金明細書、領収書綴りなどの帳簿を作成し、原則として作成の日から10年間保管する必要があります。

また、年に1回決められた時期に、信託財産に属する財産や負債の概況

を明らかにするための貸借対照表、損益計算書などの書類も作成し、こちらは信託が終了し清算事務が完了するまで保管しなければなりません。

ただし、成年後見人が裁判所に対し定期的な報告をしなければならないのに対し、信託の場合は裁判所の監督を受けませんので、受託者は受益者に対して報告すればよいことになっています。

ところで、親亡き後問題に信託を活用するケースのように、受託者からの報告事項を受益者が正しく分析し評価することが十分には期待できない事案も想定できます。また、金銭管理能力に問題

がある受益者のために信託を活用している事案では、財産状況を受益者に正確に伝えることがかえって委託者の意に沿わない結果をもたらすことも考えられます。

そこで信託法では、受託者から受益者への報告義務や、受益者に認められている帳簿等の閲覧や写しの交付を求める権利について、契約により軽減・免除することも認められているのです。

もっとも、受託者の恣意的な運用を防止する趣旨から、専門家を信託監督人に定め、受託者から信託監督人に対して報告義務を課すなどの手当ては必要でしょう。

「叶」のメンバー を紹介します！

By 小出



野々垣 守道 さん

小出 洋史 から見た

3人目のメンバー紹介は、東区上新屋町に事務所を構える **野々垣 守道 さん**です。

野々垣さんは、司法書士であると同時に、惣持院の僧侶という顔も持ち合わせています。そのため、人に接する姿は、とても「おおらか」に感じられます。

依頼者からの相談案件を解決する途中で、思わぬアクシデントに見舞われても、落ち着いて対応することができるのは、野々垣さんが持つ経験と、僧侶ならではの「徳」の深さがなせる業（わざ）ではないでしょうか。

野々垣さんの「おおらかさ」が、皆さんの心配事やお悩み事を、安心感へと変えてくださると思いますよ！



- 保護者様対象の説明会
- 合同相談会
- 職員様向けの勉強会
- 支援者様向けのセミナー

など、**無料**にて対応いたします！

「業—1グランプリ2016」静岡県代表に！



来る3/25、関東地区各都県の代表チームが東京に集い、新たな司法書士業務へのチャレンジをテーマとする業務コンペ「業—1グランプリ2016」が開催されます。

昨年11月にはその静岡予選が開催され、「叶」が静岡の代表チームとして本選に出場することとなりました出場しました。

私たちの取組みが全国的に広まり、福祉の分野における民事信託推進の輪が全国へと広がるよう、3月の本選でも精一杯がんばってきます！！

※ ご相談、説明会、勉強会、講演会など・・・お待ちしております。
お気軽に下記宛てにお問い合わせください！！



ご相談・お問い合わせはこちらへ！！

☎ 053-589-5745

【窓口担当・小出 洋史】

※ 電話相談の段階では費用は発生しません。「叶」所属の司法書士が対応いたします。